

令和7年度 頸城中学校 学校いじめ防止基本方針

上越市立頸城中学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等の当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。※「いじめ類似行為」もいじめとして扱う。「いじめ類似行為」とは、児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。（蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

3 いじめの防止等に向けた方針

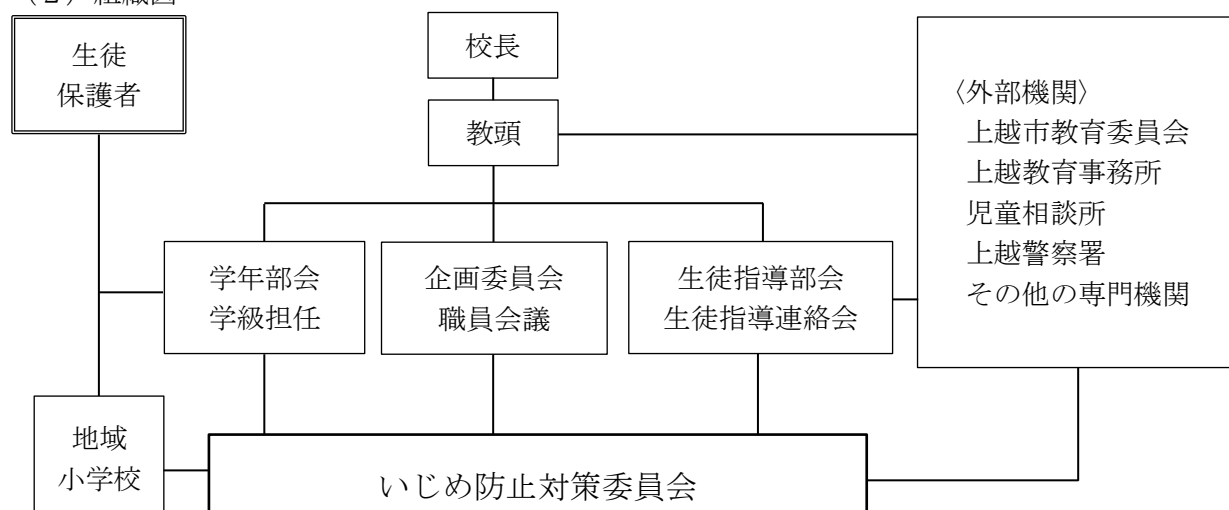
- （1）誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- （2）生徒が、いじめを防止する取組を実践できるよう指導、支援する。
- （3）いじめを未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し、指導にあたる。
- （4）校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- （5）学校組織をあげて生徒一人一人の状況把握に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

1 校内体制（いじめ防止対策推進法第22条）

- （1）構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係学級担任、スクールカウンセラー

（2）組織図



2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- (2) いじめの未然防止に関わる取組の推進・進捗状況の確認
- (3) いじめの早期発見に関わる取組の推進・進捗状況の確認
- (4) いじめ事象発生時の対応・措置・協議
- (5) 教職員の共通理解の推進・意識啓発
- (6) 外部諸機関・専門家との連携
- (7) 区内小学校との連携、保護者や地域への情報発信・意識啓発
- (8) 各取組に対する検証・見直し

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

1 いじめの未然防止

- (1) わかる・できる授業づくり
 - ①生徒一人一人が達成感や充実感がもてる、わかる授業の実践に努める。
 - ②生徒の成長や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努める。
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
 - ①生徒が「いじめは決して許されない」という認識をもつとともに、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図れるようにする。
 - ②各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・学校行事・部活動等、学校の教育活動全体を通じて社会性を育成する。
- (3) 学級経営の充実
 - ①互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。
 - ②生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (4) 体験活動の充実
 - ①体験活動・ボランティア活動を推進し、他者と関わる中で、コミュニケーション能力や人間関係形成能力等の社会性育成を図る。
 - ②家庭や地域と連携し、家族とのふれあいや地域の人々との交流など、絆を深める活動の機会を計画的・継続的に設け、生徒に関わり合う喜びを実感させる。
- (5) 区内小中学校共通の取組
 - ①「いじめ見逃しゼロスクール集会」を開催し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合い、高め合う人間関係や学校風土をつくり上げる。
 - ②授業規律・生活規律を明確化し、生徒が規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加し、活躍できるように指導する。
- (6) 情報モラル教育の推進
 - ①生徒が、携帯電話・スマートフォン・コンピュータ等の正しい利用とマナーについての理解を深めることができるよう継続的に指導する。
 - ②全校生徒のインターネットの使用状況等の把握に努め、生徒や保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- (7) 教職員校内研修の充実
 - ①学校いじめ防止基本方針に対する教職員の共通理解・共通実践を図る。
 - ②いじめに対する意識啓発と、いじめ問題の取組に対する資質を向上させる。

2 いじめの早期発見

(1) いじめの実態把握の徹底

- ①いじめ（インターネットいじめを含む）に関するアンケートや教育相談を定期的実施し、生徒や保護者が発信するサインを見逃さないようにする。
- ②生徒の立場に立った人間味のある温かい指導や生徒との信頼関係の構築、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③生徒の日常生活の観察、随時教育相談、生活ノート、家庭訪問等を活用する。
 - ※保護者の責務：「保護者はネットの特性を学ぶ」「学校が講ずるいじめ等の対策に協力する」等、保護者は生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないように責任を負う。
 - ※地域住民による早期発見：「いじめ等を発見した場合は学校関係者へ情報の提供をする」とある。PTAや地域団体等に協力を依頼し、いじめの早期発見に努める。

(2) 相談体制の整備

- ①生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーや外部諸機関を広く周知するとともに、担任以外の教員が対応する相談窓口を開設するなど、いじめに関して相談できる体制を整備する。
- ②保護者や地域住民との情報交換や意見交流の場を設け、連携の強化を図る。

(3) 校内連携体制の充実

- ①いじめに関する情報は、担任等だけで抱え込まず、教職員全体で共有し、組織的に対応する。
- ②生徒指導部会・生徒指導連絡会等を通して全教職員で情報を共有するとともに、日常的に、気になることを見逃さず、互いに伝え合うことができるようにする。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中心に速やかに組織的に対応する。
- (2) 事実確認の結果は、教育委員会に報告や相談するとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。
- (3) いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通す姿勢で対応する。
 - ※いじめが解消している状態を、①少なくとも3か月以上の心理的又は物理的な影響が止んでいる状態、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない、の二点が最低限満たされている状態とする。
- (4) 加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、生徒の社会性の向上や健全な人格の形成に主眼を置いた指導を行う。
 - ※教育的配慮…いじめに至る原因を明らかにし、いじめた生徒本人が抱える問題や背景にも目を向けること。
- (5) 教職員の共通理解、保護者の協力を得て、関係・専門機関との連携の下で対応する。
- (6) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (7) ネット上のいじめへの対応については、被害生徒の意向を尊重した上で、削除要請等をプロバイダやサーバー管理運営者に対して行う。また、必要に応じて法務局等とも連携して対応する。

4 重大事態への対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより、

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な障害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、事案に応じて関係諸機関と連携して、組織的に対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、年間を通じて実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施し、いじめ防止対策委員会で検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年複数回実施する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、学校だよりや学校ホームページ、PTA総会、地域における会議等で紹介することを通じて、いじめ問題の解決の重要性の認識を広める。
- (3) 個人調査（アンケート等）の取り扱いについては、重大事態に発展した場合に資料として重要になることから、校長の指示により一定期間（5年間）保管する。

（令和元年4月改訂）

（令和元年9月改訂）

（令和5年4月改訂）